

信用取引ルールについて

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p><b>1. 信用取引口座開設までの流れ</b></p> <p>信用取引口座の開設方法は、次のとおりです。</p> <p>①～④（現行どおり）</p> <p>⑤審査に通ったお客様につきましては、信用取引口座の開設に必要な書類「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」及び「<u>PTS 信用取引に係る合意書</u>」の書面による差し入れ又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただきます。なお、郵送にて返送していただく際、4,000円の印紙の貼付が必要です。印紙代については、お客様負担となりますのでご了承ください。（但し、個人のお客様は印紙代を当社で負担しますので、印紙の貼付は不要です。）</p> <p>⑥～⑧（現行どおり）</p>	<p><b>1. 信用取引口座開設までの流れ</b></p> <p>信用取引口座の開設方法は、次のとおりです。</p> <p>①～④（記載省略）</p> <p>⑤審査に通ったお客様につきましては、信用取引口座の開設に必要な書類「信用取引口座設定約諾書」の書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただきます。なお、郵送にて返送していただく際、4,000円の印紙の貼付が必要です。印紙代については、お客様負担となりますのでご了承ください。（但し、個人のお客様は印紙代を当社で負担しますので、印紙の貼付は不要です。）</p> <p>⑥～⑧（記載省略）</p>
<p><b>2. 口座開設基準</b></p> <p>（現行どおり）</p> <p>● 口座開設申込をしていただくにあたっては、本書及び「信用取引に関する説明書」「信用取引規定」「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」「<u>PTS 信用取引に係る合意書</u>」「自動振替規定」の内容をご理解いただくこと。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>○本書等を電子的に交付することに同意いただけること。</p> <p>信用取引口座開設時に交付する本書や信用取引に関する説明書、信用取引規定、信用取引口座設定約諾書、<u>PTS 信用取引に係る合意書</u>、自動振替規定を、書面に代えて電子的に交付いたし</p>	<p><b>2. 口座開設基準</b></p> <p>（記載省略）</p> <p>● 口座開設申込をしていただくにあたっては、本書及び「信用取引に関する説明書」「信用取引規定」「<u>信用取引口座設定約諾書</u>」「<u>自動振替規定</u>」の内容をご理解いただくこと。</p> <p>（記載省略）</p> <p>○本書等を電子的に交付することに同意いただけること。</p> <p>信用取引口座開設時に交付する本書や信用取引に関する説明書、信用取引規定、信用取引口座設定約諾書、自動振替規定を、書面に代えて電子的に交付いたしますので、ウェブ画面でご確</p>

新	旧
<p>ますので、ウェブ画面でご確認いただくことにご了承いただく必要があります。ただし、法人のお客様およびI F A取扱口座のお客様はこの限りではありません。</p>	<p>認いただくことにご了承いただく必要があります。ただし、法人のお客様およびI F A取扱口座のお客様はこの限りではありません。</p>
<p><b>3. 信用取引の種類</b></p> <p>信用取引には、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び弁済期限等が金融商品取引所の規則により一律に決定されている「<u>制度信用取引</u>」、品貸料及び弁済期限等が日本証券業協会の規則に基づきPTS等運営業者により決定されている「<u>PTS制度信用取引</u>」と、品貸料や弁済期限等についてあらかじめお客様と証券会社との間で合意された内容に基づいて行われる「<u>一般信用取引</u>」、「<u>PTS一般信用取引</u>」があります。当社では「<u>制度信用取引</u>」、「<u>PTS制度信用取引</u>」、「<u>一般信用取引</u>」、「<u>PTS一般信用取引</u>」を取扱います。また、<u>一般信用取引及びPTS一般信用取引</u>には、弁済期限の異なる「<u>無期限信用</u>」、「<u>短期信用(14日)</u>」、「<u>いちにち信用</u>」の3種類があります。</p>	<p><b>3. 信用取引の種類</b></p> <p>信用取引には、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び弁済期限等が金融商品取引所の規則により一律に決定されている「<u>制度信用取引</u>」と、品貸料や弁済期限等についてあらかじめお客様と証券会社との間で合意された内容に基づいて行われる「<u>一般信用取引</u>」があります。当社では「<u>制度信用取引</u>」と「<u>一般信用取引</u>」の両方を取扱います。また、一般信用取引には、弁済期限の異なる「<u>無期限信用</u>」、「<u>短期信用(14日)</u>」、「<u>いちにち信用</u>」の3種類があります。</p>
<p><b>4. 取扱市場・取扱銘柄</b></p> <p>当社制度信用取引で取扱う市場と銘柄は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市場</u>：東証及びPTS</li> <li>・ <u>銘柄</u>：東証上場の制度信用銘柄</li> </ul> <p>また、当社一般信用取引で取扱う市場と銘柄は次のうち当社選定銘柄となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市場</u>：東証及びPTS</li> <li>・ <u>銘柄</u>：東証上場銘柄</li> </ul> <p>(現行どおり)</p> <p>なお、信用取引による銘柄ごとの建玉上限額は、当社が定めるものとし、総額の建玉上限額は90億円とします。ただし、金融商品取引所等や当社が売買状況等により特定の銘柄について信用取引の利用を禁止することがあります。</p>	<p><b>4. 取扱市場・取扱銘柄</b></p> <p>当社制度信用取引で取扱う市場と銘柄は次のとおりです。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東証上場の制度信用銘柄</li> </ul> <p>また、当社一般信用取引で取扱う市場と銘柄は次のうち当社選定銘柄となります。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東証上場銘柄</li> </ul> <p>(記載省略)</p> <p>なお、信用取引による銘柄ごとの建玉上限額は、当社が定めるものとし、総額の建玉上限額は90億円とします。ただし、金融商品取引所や当社が売買状況等により特定の銘柄について信用取引の利用を禁止することがあります。</p>
<p><b>14. 取引規制について</b></p> <p>(現行どおり)</p>	<p><b>14. 取引規制について</b></p> <p>(記載省略)</p>

新	旧
<p>[取引所等による規制措置がとられた銘柄の場合]</p> <p>取引所等により新規建て停止措置がとられた場合、新規建てを停止いたします。</p> <p>また、新規上場初日に初値が形成されず、翌営業日より買付代金の即日預託の規制が課せられた場合は、一般信用取引でも新規建の注文を執行することはできません。初値形成日の大引後から受付を開始いたします。なお、発注済未約定の注文がある場合、有効期間内であっても失効となります。</p> <p>そのほか、取引所等が後場からの新規建て停止措置をとった場合、制度・一般信用取引とも新規建ての注文を執行することはできません。ただし、この場合には、発注済未約定の注文は、通常どおり執行され、訂正注文も可能です(11時30分時点でのPTSにおける未約定の注文は、取消されます。)</p>	<p>[取引所等による規制措置がとられた銘柄の場合]</p> <p>取引所により新規建て停止措置がとられた場合、新規建てを停止いたします。</p> <p>また、新規上場初日に初値が形成されず、翌営業日より買付代金の即日預託の規制が課せられた場合は、一般信用取引でも新規建の注文を執行することはできません。初値形成日の大引後から受付を開始いたします。なお、発注済未約定の注文がある場合、有効期間内であっても失効となります。</p> <p>そのほか、取引所が後場からの新規建て停止措置をとった場合、制度・一般信用取引とも新規建ての注文を執行することはできません。ただし、この場合には、発注済未約定の注文は、通常どおり執行され、訂正注文も可能です。</p>
(2020年1月)	(2019年7月)

以上